

会員事業所の皆様


PHOTOGRAPHIC
STUDIO MIYABI
〒414-0013 静岡県伊東市桜木町1-4-21
Telephone & Fax: 0557-37-4998

昭和の思い出
駄菓子屋食堂
住所 静岡県伊東市幸町3-1
(ご予約) 090-7312-8671
月曜定休日

pâtisserie Française
菓子の木
《来宮店》
〒413-0017 熱海市福道町7-17(来宮駅隣)
☎0557(83)7281
《多賀店》
〒413-0102 熱海市下多賀572-27
☎0557(68)1138

伊豆・伊東 ひもの専門店
平田屋
☎0120-27-1928
FAX 0557-36-8989
〒414-0004 伊東市猪戸1-5-47
TEL(0557)37-1928 FAX(0557)36-8989
http://www.hirataya-himono.com

株式会社
なべかん
まの看板屋さん
0557・83・5564
〒413-0041 熱海市青葉町10-13 FAX0557-83-5570
signboard@nabe-kan.com 静岡県知事登録無形文化遺産第1725号

上村インテリア工房
伊東市宇佐美1617-11
TEL.47-0500 FAX.47-1240

和洋酒 食品 たばこ
配達迅速 **山田屋酒店**
熱海市上多賀203-7
Tel 68-1242 ☎0120-391242

愛和工業有限公司
静岡県知事許可(般-18)第034253号
〒414-0001 静岡県伊東市宇佐美1216-1
TEL 0557-47-7775
FAX 0557-47-7776
E-mail aiwakogyo@vc.tnc.ne.jp

活イカのお造り・地魚料理
海の味処 **笑ぎよ**
〒413-0103 熱海市網代55-8
TEL.0557(68)0663 FAX.0557(68)6606

外壁塗装・屋根塗装・防水工事・その他各種塗装工事ならお任せ下さい！
最適なプランをご提案致します。
株式会社 福ペイント
〒414-0001 静岡県伊東市宇佐美1068-9
TEL・FAX 0557-47-3288 携帯 090-8732-7129
e-Mail fukupaint@gmail.com

日立チェーンストール 日立家電サービス技術認定店
早川電機商会
熱海市上宿町11-43
TEL.0557-83-0039 FAX.0557-83-0035

広告募集中！
広報委員会では、「青色いず夢」に掲載する広告を募集しています。
現在、熱海伊東青色申告会会員・関係機関に配布しています。
広告・割引券など、掲載内容につきましてはご相談ください。
カラー(大) ¥10,000 / カラー(小) ¥4,000~
ご協力よろしく願いいたします。

左官・吹付・タイル・防水工事一式
小山左官店
一級技能士・職業訓練指導員 小山雅人
〒413-0101 熱海市上多賀512-1
TEL・FAX 0557-68-1754

司法書士 佐古弘幸 事務所
■不動産の相続 ■贈与 ■売買 ■会社の設立 ■役員変更登記
静岡県熱海市中央町2番8号
電話 0557-86-0823

AOIRO IZUMU
青色いず夢
2024年11月1日発行
一般社団法人
熱海伊東青色申告会
〒414-0001
伊東市宇佐美1795
TEL.47-1818 FAX.47-1828



一般社団法人 熱海伊東青色申告会
会長 富岡 篤美

税制改正に対応する

会員の皆さまには日頃より青色申告会の会運営にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。長引くコロナ禍でしたが昨年2類から5類へと感染症法上の位置づけが引き下げられ、パンデミックを脱して、町は以前の日常を取り戻しております。観光地の熱海市伊東市にも観光客が徐々に戻りつつありますが、今度は円安・インフレで諸物価の高騰に悩まされており、その中での人手不足や人件費上昇も事業経営の大きな課題となっています。一日も早い、個人事業主にとっての安定した経済状況を求めたいと思います。

さて、そのような経済状況の中、近年は相次ぐ税制改正が施行されています。2019年10月1日には消費税改正・軽減税率導入、2023年10月1日にはインボイス制度導入、2024年6月1日には所得税の定額減税が施行されています。厳しい状況での経営の中、これらの税制改正にも対応して行かなければならず、決算申告の事務負担感も大きくなっています。

このような現況であるからこそ、更に青色申告会をご活用頂く機会だと思っています。税務当局や商工会議所等とも連携しながら、最新の税務情報を提供しつつ、会員の皆さまの正しい記帳と申告のお手伝いをさせていただきます。

また、当会は地域の異業種の方々の集まりでもあります。会員間での交流を活発に持ちながら、事業の販路拡大にも寄与して参ります。積極的な会活動へのご参加をお願いすると共に、是非とも役員活動にもご理解ご協力頂ければ幸いです。事業主自らが事業主の仲間のために活動している青色申告会です。

青色申告会があるから安心と思って頂けるよう、お知り合いの皆さまに入会をお勧め頂けるよう、役員一同、力を合わせての会運営に努めて参ります。どうか更なるご理解とご協力をお願い致します。結びに、会員の皆さまのご健勝とご繁栄を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ひとまわり大きくなって、7月にグランドオープン!!
おめでとうございます! **新館全室スイート14室OPEN!!**
新館はすべて露天風呂付き・海一望の広いバルコニー付き! 70㎡以上の広いスイートルーム!
貸切露天風呂 貸切サウナ
海見える足湯 個室お食事処
プライベートな空間と時間を大切に...ゆったり熱海時間!!
南熱海伊豆多賀温泉 **味と湯の宿 ニューとみよし**
熱海市下多賀1472-1 TEL 0557-67-0017(代)
https://newtomi.jp/
本館16室・別館6室(ペット同伴)・新館14室(海一望スイート)、全36室でグランドオープン!!

+ 常に研究よいクスリ 電話もやっぱり **4193**
処方せん調剤 医薬品・漢方薬 **秋本薬局**
熱海市清水町8-9
TEL. 82-4193 FAX. 82-4195

着任の挨拶



熱海税務署長
たなか ひろあき
田中 宏明

清秋の候、一般社団法人熱海伊東青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、本年七月の定期人事異動により、国税庁長官官房総務課課長補佐から熱海税務署署長を拝命いたしました田中でございます。前任の三好署長同様よろしくお願い申し上げます。

これまで国家公務員として10年間奉職してまいりましたが、そのうち9年を中央省庁にて過ごしておりまして、熱海税務署はもとより、静岡県勤務は初めてでございますが、熱海市と伊東市は、共に温泉と自然の美しさが魅力の国際観光文化都市と認識しており、各界の著名人のみならず、多くの方々に愛され、特に近年は世代・国籍を問わず多くの観光客が訪れていると承知しております。このように多くの方々から愛される地域を管轄する熱海税務署の署長として奉職させていただけることを大変光栄に感じております。

貴会におかれましては、富岡会長をはじめ役員の皆様のご指導の下、年を通じて青色申告制度の普及と会員に対する記帳指導や決算指導を行っていただいております。誠実な記帳による適正な申告の推進のほか、確定申告期における青色記帳・説明コーナーの運営

を通じた青色申告制度の普及と勧奨、租税の意義や役割を正しく理解するための租税教室への講師派遣など幅広い活動に積極的に取り組んでいただいております。皆様の並々ならぬご尽力に対しまして、大変感謝いたしております。この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展などにより大きく変化しております。このような中で国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためにも、国税庁では「税務行政のデジタルトランスフォーメーション」をはじめとして各種取組を進めております。

特に、「税務行政のデジタルトランスフォーメーション」では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性の向上など、納税者目線に立って様々な納税者サービスを包括的に見直してまいります。さらに、スマートフォンなど、日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続を行うことができる環境の整備についても、引き続き取り組んでまいります。

また、令和五年十月に開始した消費税の適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」については、皆様のご協力をいただきながら制度の周知や各種説明会の開催等の様々な施策に取り組んでまいりました。税務署といたしましては、制度の円滑な定着に向けて、事業者の方々の立場に立って、きめ細かく丁寧に対応してまいります。

加えて、令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されています。税務署では引き続き、制度の丁寧な周知・広報に努めてまいりますので、会員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人熱海伊東青色申告会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展について、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げますとともに、一般社団法人熱海伊東青色申告会の更なるご発展と、会員の皆様とそのご家族のご健勝並びに事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



着任の挨拶

個人課税第一部門統括国税調査官
みずたに たかひろ
水谷 高明

この度の異動で、磐田税務署から熱海税務署個人課税第一部門統括国税調査官として着任いたしました水谷でございます。

皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。当署の勤務は初めてとなりますが、前任の村瀬同様、よろしくお願いいたします。



着任の挨拶

個人課税第一部門上席国税調査官
おきの たかし
沖野 貴志

この度の異動で、沼津税務署から熱海税務署個人課税第一部門の記帳指導担当として着任しました沖野でございます。

説明会や研修会等、色々な場所でお会いすると思いますが、前任の坪田同様、よろしくお願いいたします。

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

このリーフレットでは、定額減税の概要についてご案内いたします。

なお、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)では国税庁が提供する定額減税に関する様々な情報を入手・閲覧できますのでこちらもご覧ください。



国税庁ホームページ
定額減税特設サイト

定額減税の概要

定額減税とは

「定額減税」とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1、2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（後述）である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご確認ください。



内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

（注1）同一生計配偶者とは、令和6年12月31日（納税者が年途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額（後述）が48万円以下の人をいいます。

（注2）扶養親族とは、令和6年12月31日（納税者が年途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額（注1）が1,805万円以下である居住者（注2）の方が対象です。

※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（注3）である方です。

（注1）合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の土地建物等の譲渡所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。

（注2）居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。

（注3）年齢23歳未満の扶養親族を有する方や、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合には、2,015万円以下となります。